

「実費相当分」として認められるものの具体的な範囲は、個々の事例について、実際に提供者が負った負担に応じた額を「実費相当分」として認めることとする。

提供を受ける人と提供者の間の、実費相当分の金銭等の対価の授受については、どのように行うか？

(案) 実施医療施設または公的管理運営機関は、提供を受ける者と提供者の間の匿名性を担保できる方法で提供を受ける者から医療費以外の実費相当分の金銭を受け取り、提供者に渡すこととする。

(案) 提供者が精子・卵子・胚を採取するためにかかった医療費については、提供を受ける者が全額負担することとする。(シェアリング以外の場合)
実施医療施設や公的管理運営機関は、提供を受ける者と提供者の間の匿名性を担保できる方法で医療費に関する金銭の授受を行うこととする。

(専門委員会報告書)

他の夫婦が自己の体外受精のために採取した卵子の一部の提供を受けて提供卵子による体外受精を行う場合に、卵子の提供を受けた人が当該卵子を提供した人に対して、当該卵子の採卵の周期に要した医療費等の経費の半分以下を負担することは、他の方法による卵子の提供に際して当該卵子を提供する人にかかる医療費等の経費を当該卵子の提供を受ける人が負担することと本質的に相違はないものと考えられる。(p30)

(要検討事項)

シェアリングにおける金銭の授受について特段の条件等を設けるか？

設ける場合、どのような条件等とするか？

卵子のシェアリングの場合における公的管理運営機関の関与はどのようにするか？公的管理運営機関が卵子のシェアリングに係るコーディネートや金銭のやりとりについて提供者と提供を受ける人の間を仲介することとするのか？それとも医療機関同志が仲介することとするのか？

シェアリングは、提供を受ける者の金銭的負担や提供する精子・卵子・胚の数などの諸条件について、提供を受ける者と提供者の間で匿名性を担保できる方法で契約を交わし、その契約のもとに行うこととする。

(3) 精子・卵子・胚の提供における匿名性の保持の特例

(専門委員会報告書)

精子・卵子・胚を提供する場合には匿名とする。

(注釈) この場合の匿名とは、精子・卵子・胚の提供における提供する人と提供を受ける人との関係のことを示している。

精子・卵子・胚の提供における匿名性の保持の特例として、精子・卵子・胚を提供する人が兄弟姉妹等以外に存在しない場合には、当該精子・卵子・胚を提供する人及び当該精子・卵子・胚の提供を受ける人に対して、十分な説明・カウンセリングが行われ、かつ、当該精子・卵子・胚の提供が生まれてくる子の福祉や当該精子・卵子・胚を提供する人に対する心理的な圧力の観点から問題がないこと及び金銭等の対価の供与が行われないことを条件として、兄弟姉妹等からの精子・卵子・胚の提供を認めることとする。

兄弟姉妹等から提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を行う医療施設は、その実施内容、実施理由等を公的管理運営機関に申請し、当該生殖補助医療が上記の要件に則して行われるものであることの事前の審査を受けなければならない。(p 3 1)

(検討結果)

精子・卵子・胚の提供における匿名性の保持の特例として、兄弟姉妹等からの精子・卵子・胚の提供を認めるかどうかについては、

(案 1) 「兄弟姉妹等からの精子・卵子・胚の提供」を認める。

(案 2) 「兄弟姉妹のみからの精子・卵子・胚の提供」を認める。

(案 3) 「姉妹等からの卵子の提供」のみ認める。精子・胚については、兄弟姉妹等からの提供を認めない。

(案 4) 「兄弟姉妹等からの精子・卵子・胚の提供」は、(当分の間、)

認めない。

当分の間、認めない場合は、精子・卵子・胚を提供する人の匿名性が保持された生殖補助医療が実施されてから一定期間経過後、兄弟姉妹等からの精子・卵子・胚の提供による生殖補助医療の実施の是非について再検討することとする。

資料 2 参照

(4) 精子・卵子・胚の提供者と提供を受ける人との属性の一致等の条件

(専門委員会報告書)

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を行う医療施設が当該生殖補助医療を受けることを希望する夫婦に説明すべき具体的な事項としては、当該生殖補助医療に係るリスクの可能性、当該生殖補助医療の成功の可能性、当該生殖補助医療に要する費用、当該生殖補助医療により生まれてくる子の血液型などを当該生殖補助医療を受ける夫婦に合わせるできない場合もあること、当該生殖補助医療により生まれてくる子の法的地位、当該生殖補助医療のために精子・卵子・胚を提供する人の匿名性、当該生殖補助医療により生まれた子は、公的管理運営機関への申請により、自己が当該生殖補助医療により生まれたことを知ることができることを含めた当該生殖補助医療により生まれてくる子の出自を知る権利などが考えられるところである。(p 3 8)

(検討結果)

精子・卵子・胚の提供者と提供を受ける人との属性の一致等について、A B O 式血液型 (A 型・B 型・O 型・A B 型) は、提供を受ける人の希望があり、かつ可能であれば、精子・卵子・胚の提供者と属性を合わせることが出来ることとする。

それ以外については、希望があっても属性を合わせることは認めない。

R h 型血液型に関しては、R h 不適合型妊娠の可能性も含めてインフォームド・コンセントで対応することとする。

提供された精子・卵子・胚を使用して第 1 子が生まれたのち、提供さ

れた精子・卵子・胚の残りを第2子のために使用することを、提供を受ける人が希望すれば希望に答えるかどうかについては、

(案1)可能な場合は認める。ただし、精子・卵子・胚を提供する際に、当該提供により、第1子だけでなく第2子も生まれる可能性があることについて、提供する人に対し、インフォームド・コンセントを取っておくこととする。

(案2)認めないこととする。

実施医療施設は、精子・卵子・胚の提供を行った結果子どもが生まれただかどうかを、提供者の希望があった場合には提供者に知らせることとする。

(5) その他の条件

1) 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子が知ることができる提供者の個人情報の範囲 (p 30)

(専門委員会報告書)

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子は、成人後、その子に係る精子・卵子・胚を提供した人に関する個人情報のうち、当該精子・卵子・胚を提供した人を特定することができないものについて、当該精子・卵子・胚を提供した人がその子に開示することを承認した範囲内で知ることができる。

当該精子・卵子・胚を提供した人は、当該個人情報が開示される前であれば開示することを承認する自己の個人情報の範囲を変更できる。

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子は、上記に関わらず、自己が結婚を希望する人と結婚した場合に近親婚とならないことの確認を求めることができる。

(検討結果)

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子の出自を知る権利を認める。

~~(案1)可能な限り認める。ただし、精子・卵子・胚を提供する際に、当該提供により、第1子だけでなく第2子も生まれる可能性があることについて、提供する人に対し、インフォームド・コンセントを取っておくこととする。~~

~~(案2)認めないこととする。~~

出自を知る権利についての詳細は、別紙2のとおりとする。

2) 提供者が死亡した場合の精子・卵子・胚の取扱い、提供された精子・卵子・胚の保存期間

(検討結果)

精子・卵子・胚の提供者の死亡が確認されたときには、提供された精子・卵子・胚は廃棄することとする。

提供された精子・卵子・胚の保存期間について、提供された精子・卵子の保存期間は2年間とする。

提供された胚及び、提供を受ける夫婦の精子・卵子と提供された精子・卵子とを受精させて得られた胚は、ともに保存期間を10年間とする。それ以上の具体的な基準は特に示さないこととする。

検討課題2 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の実施、精子・卵子・胚の提供までの手続きや実施医療施設の施設・設備の基準

1 インフォームド・コンセント、カウンセリングの具体的な内容

(1) 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療における十分な説明の実施について

1) 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受ける夫婦に対する十分な説明の実施

(専門委員会報告書)

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を行う医療施設は、当該生殖補助医療を受ける夫婦が、当該生殖補助医療を受けることを同意する前に、当該夫婦に対し、当該生殖補助医療に関する十分な説明を行わなければならない。(p 3 5)

(検討結果)

説明を行う者は、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けることを希望する者の診療を行う医師であって、生殖に関わる生理学、発生学、遺伝学を含む生殖医学に関する全般的知識を有し、生殖補助医療に関する診療の経験が豊かで、医療相談、カウンセリングに習熟した医師であることとする。

説明を行う医師は、必要があれば他の専門職に説明の補足を依頼することができる。

提供を受けることを希望する夫婦は原則として同時に揃って説明を受けることとする。

説明の内容は、別紙3「精子・卵子・胚の提供を受ける夫婦に対する説明の内容について」のとおりとする。

説明の方法は、説明する医師が説明する内容について記載されている文書を配布した上で、それを用いて説明することとする。

提供を受ける人が再度の説明を求めた場合、もしくは担当医師が当該